

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地
問題（プライス報告を含む）第二巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43857

昭
和
三
十
五
年

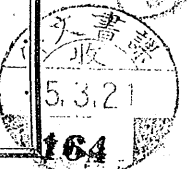
外務省
アジア局長

那中ニニニニ号

昭和十五年三月十日

特別地域連絡局長殿

那覇日本政府南方連絡事務所長



最近の軍用地問題について

神繩に於ける軍用地問題は昭和十三年五月現地接衝の結果新工地計画が米琉双方による承認され田滿に解決をみたことは仰承知のとおりで現在この新工地計画の下新工地上地賃貸借のための契約締結(註)が行われ、同時に軍用地料の支払もなされているが琉球政府法務局ではこれら業務の遂行状況視察のための係官を三月一日から五日にかけて伊弉島に派遣調査せしめ、係官から聴取したところによると

總理府

その結果は次のとおりであり、その他問題も併せて参考までに報告する。

(註) 米合衆国が使用する土地はすべて賃貸借契約を締結することにより「賃借権」を取得する。その種類は賃借期間が五年以内の「定期賃借権」と不定期である「不定期賃借権」と二種類で契約の方法は先地主と琉球政府が基本賃貸借契約を締結し、政府はそれに基づいて米國と総括賃貸借契約を結ぶ。

またその場合地主が政府と基本賃貸借契約を締結することと拒否した場合は、権利取得のための接衝が不成功に終ったときは米國は収用手段により賃借権を取得し、総括賃貸借契約に編入される。

一、伊江島における軍用地問題

昨年九月五日、伊江島に演習場から捨てた爆弾と解体中破裂して二名の地元民が死亡するという事故が発生し、これがきっかけとなって伊江島の軍用地問題が大きくクローズアップされた。

特に附近に射撃場をもつ真謝区民が米軍の土地接收に反対して抵抗している姿が大きく新聞に取上げられ、昨年の九月から十月にかけて、新土地計画により軍用地問題が円満に解決されたいわれから、伊江島に可及ぶ問題として注目されていっている。

調査に赴いた法務局係官の話によれば概要は次のとおりである。

一、伊江島における三月初旬現在の土地契約状況

総 理 府

契約対象と拒否地の総筆数	7664	契約成立した筆数	7074	契約成立の割合(百分率)	92%
地主の総数	1250	契約を拒否している地主の数	29	拒否している者の割合(百分率)	2.1%
契約対象と拒否地の総筆数	7664	契約を拒否している地主の筆数	160	割合	2.0%

(二) 前述のとおり契約とは、より拒否して、これは二十七名(殆んど真謝区民)で地主一三五名の約二%に、あがり筆数にして同様に二%に及ぶ。

このように伊江島全体からすれば契約を拒否して、いすのは極く少数で、大多数は進んで契約業務に

協力により、法務局係官と地主との懇談会之意見が交換され、際も各地主から反対意見は強んとなく、又地主個々以て當之意向と實に結果も同様之新聞報道面とは大分異なり、印象を受けたり、真謝区長は土地の収用には反対の立場にあることを明確に述べた。

(三) 米軍とては、一部の地主が土地の賃貸借契約にたじなくとも、従来の土地保有権には何等の影響はなく、契約にたじなければ、高等弁務官指令中、号の賃借権の取得については、収用すること可他不あるの疼痛を感ぜり、いはい摸稗之あり。

軍とては、強硬に契約に反対する真謝区の一部の地主の意向に、対抗して、従来の真謝区にある村

総 理 府

撃撃場地域は、黙認耕作をさせ、住民に便宜を与え、あつたが、演習中の住民の立入が絶え、有様から危険防止のため射撃手場から四〇〇フィートの範圍内は立入禁止区域として、黙認耕作をさせ、い方針とする意向のようである。

二 知念村における軍用地問題 昨年十一月、米軍から知念村長に、新に四十五エーカー（一八三〇六平方米）の土地の測量と申入れを、ことし、端を發し、地元民の間に土地測量並びに新規接收阻止の動きが現れる。

(一) 昨年十一月九日、土地測量の申入れを受け、地元民は、測量が何の妨げも行われず、明らかとされ、不安を感ず、測量は新規接收については、かかるものありと、之を反対し、十一月二十四日、測量に指定された地域

の地主の連名を米軍に測量中止を陳情し同時に立法院に付すも土地四原則を貫徹の立場から善処を陳情しはもつた。

陳情書に盛り込まれた地主の主張によれば測量申入れの面積は四十五エーカーのうち耕地が二十五エーカー、原野が十二エーカー、山林八エーカーを接収された場合全耕地を失うが十三エーカーあり又同地域が部落民の飲料水の水源地と仰つてゐることも接収による経済的打撃は大きいと述べられている。

(二) 陳情を受理した立法院行政法務委員会ではこの問題と重視し本年二月十七日現地調査を行つた結果地元民の主張を容れ新規接収には強く反対するといふ方針を打出した。

(三) 行政法務委員会は前項の決定に基き三月二日

総 理 府

代表が米民政府を訪れ知念村における土地測量の中止を新規接収よりやめと申入れた。これに對し米側はこの地域が軍の必要とする条件に合はうかどうかの地質調査と可否を条件に接収可否かどうかは調査してからしないと合はうという態度を明らかにした。

(四) 経過は以上のとおりであり、主管である法務局でも測量が接収のためか否かは米側から何等明らかになされてはいない。又三月六日現在測量は未だ行われないうちと言明している。

なお土地の調査又は測量のために入居した地主の承諾が得られなければ布令百七工号により強制的に入居を測量することが出来る。

本信字送付先

外務省アソア局長

警察庁警備局長

九州管区警察局長

總
理
府

アジア局長

総務参事官

アジア局第一課長

沖繩土地問題に対する当面の対策（案）四一六米参

本件アジ局に於て
田中存は下れば、
甲斐野公
に付りにて

本件については最近現地社大党陳情団の来訪を見たが其後情勢に
急速な発展あり、在日米大使館は一括払を中止し軍用地問題に関す
る政策を再検討すべき旨内報し越し、十二日ムーア辨務官は右趣旨
を発表した。

米側の政策転換は沖繩の現情勢に対する判断及過去の政策に対す
る反省に基因することは明かであるが、同時に日本内報との関連性
特に総選挙に対する配慮があつたものと見られ、在日米大使は本件
につき従来より日米間に非公式話合が行はれ且一括払中止に關し日
本政府が事前に内報されていたことを公表することに同意し、（右
に關する大臣談話の一部新聞にはキヤリされた）

大臣に対し、一括払を中止するより本国政府にリコメンドせる旨

極
秘
まで

を内話した。（別途大使館員は陳情団の説明に大使がインプレスされ
た旨内話した）。

此際政府として如何なる措置をとるべきかについては十五日華府
来電は或る種のヒントを与えるものであり（但し一括払と五ヶ年の
貸貸借契約との選択を与えるとの案は現在尚國務省事務当局の考え
方であり主なる発言権を有する國防省が如何なる態度を取るかは疑
問であり、米政府としての政策決定が最終的に如何なるものとなる
かについては予断を許さず又右情報ソースは過去の経験に徴し必し
もリライヤブルとは言ひ得ない）左の如き案が考えられる。

一 大臣より在京米大使に対し沖繩軍用地問題が生じつつある事態
と内政との関連を説明され米國政府が沖繩島民の希望を容れ一括
払の政策を放棄し軍用地の使用を貸貸借契約によるより非公式に

回覧番号
ア一 514

申入れられるものとする。(右申入案は別に作成する。又右申入れに際しては事前に在京米大使館の意向を事務当局より充分打診し、ヒツチを生じないよう工作を行う。この点既に此種申入れを行われる可能性ある旨を米大使館事務当局に示唆し右は米大使に報告されおる由。)

二 右大臣の申入れは公表することが内政的には効果があるが機微な問題であり今後の工作上米側の意向を尊重する必要があるので此点も併せ事前に米側と打合せを。

三 更に右会談の結果如何により事務当局間にて更に詳細且具体的に意見交換を行う。

四 以上の関係に於て華府に於ける対米工作方針を在米大使館に訓令する。



アジア局長

宇山参事官

審議官

総務参事官

北東アジア

A'30.0.7-1-2

総特連第908号

昭和35年8月6日

外務省アジア局長 殿

総理府特別地域連絡局長



プライス法案の米上院通過について

(6月25日付総特連第753号関連)

標記について、このほど那覇日本政府南方連絡事務所から
7月1日付那第558号をもつて別添のとおり報告があつたの
で、参考までに回報する。

総
理
府



記帳了

Handwritten mark

1932



刑 第 558 号
昭和 35 年 7 月 1 日

特別地域連絡局長 殿

刑 籍 日 本 政 府 南 方 連 絡 事 務 所 長

プライ法案が米上院通過について

内閣府は 6 月 30 日 発表を行ひ、プライ法案が 6 月 29 日の米上院本会議で一部修正の上可決されたことと説明され、その旨報告する。

同法案は 5 月 23 日 下院本会議を通過し、今回上院も通過したので、直ちに大統領に送付され、その署名を待つばかりとなり、これに琉球政府が切望して、本法案を漸く実現される運びとなった。

尚、上院で一部修正された点は、当初の法案は琉球控助資金の資金源を在琉球米国人の所得税収入に求め、これを米国金庫の所得税収入から支出するようになつたことである。

尚、参考として 6 月 30 日付(271)及び 7 月 1 日付琉球新報記事を添付する。

外務省
アジア局長

又

外務省
35-8.12.11A.M.
文書受付

東京都千代田区三年町五番地
総理府特別地域連絡局

総特連 第908号





アジア局長
審議官
総務参事官
北東アジア課

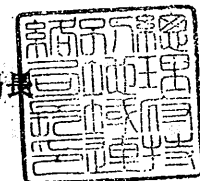
A3.0.0.7-1-2

総特連第664号

昭和35年6月7日

外務省アジア局長 殿

総理府特別地域連絡局長



ブライス法案の米下院通過について
(4月7日付総特連第455号関連)

標記について那覇日本政府南方連絡事務所長から5月25日付
那第457号をもつて別紙写のとおり報告があつたので、参考ま
でに回報する。

35.6.9
35.6.8

528

記帳 総理府

35.6.7
局長附

回覧番号

亜北 1188



昭和35年5月25日
那 第457号

特別地域連絡局長 殿

那覇日本政社南方連絡事務所長

70ライズ法案が米下院通過について

70ライズ法案については4月4日付特信那第308号より同法案が3月31日米下院軍事委員会を通過した旨報告済みであるがワシントン5月23日発伊電は同法案が5月23日米下院本会議において全会一致で可決された旨伝えて頂くので報告する。
(別添5月24日付琉球新報夕刊参照)

